

納税月報

法人版

2025.APR

No.928

4

不動産取引に関する誤りやすい消費税の実務

報・連・相のコツ

事業者の取組を支援する補助金情報まとめ



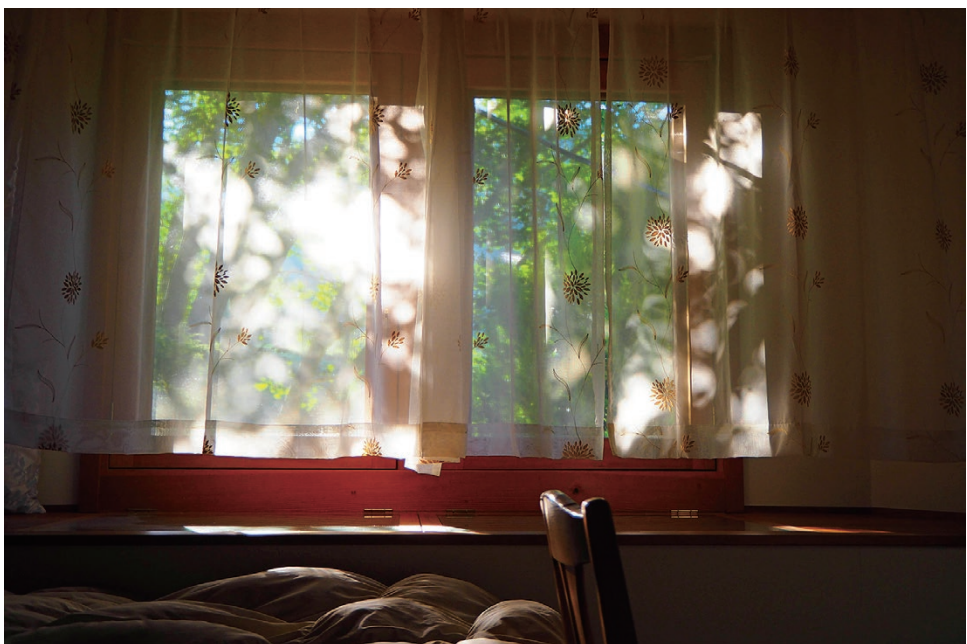
秀歌を味わう

選者 歌人・永田 淳

四月七日午後の日広くまぶしかりゆれゆく如くゆれ来る如し

窪田空穂『清明の節』（昭43 春秋社）

空穂はこの一首を詠った5日後の4月12日に89歳で亡くなりました。病床に射してきた陽光を下の句のように表現したところが印象的です。陽射しのことだけではなく、自身の意識もこのように朦朧としていたと思われるのです。



日本の名山

ぶ こう さん

武甲山

所在地：埼玉県

標高は 1,304m。

やまとたけるのみこと

日本武尊が東征の成功を祈念し、武具・甲冑を奉納したことが名前の由来となっており、

山頂には日本武尊を祭る武甲山御嶽神社がある。

春には麓にある羊山公園の芝桜が色とりどりに咲き誇り、見頃を迎える。

4

インタビュー 経営クローズアップ 株式会社宮本組

特集

8 不動産取引に関する
誤りやすい消費税の実務
田部純一

12 報・連・相のコツ
麻野由佳

16 事業者の取組を支援する
補助金情報まとめ

連載

- 1 秀歌を味わう(永田 淳)
- 2 日本の名山
- 21 資産税相談室
- 22 マンスリーニュース
税務・労務・法務の最新トピックス(新名貴則)
- 24 なるほど法人税法(森下芳雄)
- 26 ここに注意!源泉所得税Q&A(篠藤敦子)
- 28 会社経営の法律相談(渋谷元宏)
- 30 今月の英会話ワンフレーズ(檜山洋子)
- 31 のんびりナンバープレース

4月の税ごよみ

◆令和7年2月決算法人の確定申告、令和7年8月決算法人の中間(予定)申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税※・法人住民税〉※法人事業所税は、中間(予定)申告の制度はありません。

…4月中の決算応当日(最終4月30日(水))まで

◆消費税の年税額が400万円超の令和7年5月・8月・11月決算法人の3か月ごとの中間申告、消費税の年税額が4,800万円超の法人(1月・2月決算法人を除く)の1か月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉

…4月中の決算応当日(最終4月30日(水))まで

◆3月分の源泉所得税及び個人住民税特別徴収分の納付

…4月10日(木)まで

◆軽自動車税(種別割)の納付

…4月1日現在の所有者が市町村条例指定日まで

◆固定資産税(都市計画税)第1期分の納付

…市町村条例指定日まで

納税協会では、本誌納税月報の購読料の直接請求や集金は行っておりません

納税協会とまぎらわしい名称で会費や誌代、講習会の参加費を請求するものがありますが、被害に遭わないよう十分ご注意ください。

斬新なアイデアで 建設業のイメージを覆す



株式会社宮本組
姫路納税協会理事

みやもと かつ ひで
代表取締役 宮本 活秀 氏

人と人のつながりを大切に 全国を網羅する建設事業

——宮本組さんの事業内容を教えてください。

宮本 主に大型建設機械を駆使したプロジェクトや、地元を中心とした建築工事をメインに展開しています。ダムやトンネル、高速道路、新幹線といったインフラ

工事はもとより最近ではリニア中央新幹線関連や高速道路のリニューアル工事も大きなウェイトを占めていますね。

——創業は何年ですか。

宮本 1951年に姫路でスタートしました。当時のメンバーは創業者兄弟と従業員1名の3名からのスタートでした。現在は従業員も300余名を数え、北は秋田県から南は沖縄県まで網羅しています。



大型機を中心に200台超の重機を保有。全国各地で稼働し大規模工事を支えている



ドローンを駆使して測量・計測。I C T施工には業界でも早くから取り組んでいる



安威川ダムの工事（大阪府所在）

創業者の精神として、「人にかけての情けは水に流し、人に受けた恩は石に刻め」という言葉があり、従業員全てが家族と同じとする気構えと、多くの人たちからの力添えや応援のおかげで今があるのだと思います。「次の仕事も宮本組にお願いしたい」という顧客をいかにつくるか、仕事ぶりをどう評価してもらうかが、我々の一番の生命線です。

みんなの思いを一つにする

——会社ホームページなどを拝見すると、「誇れる建設業」という言葉をよく使われていますね。

宮本 建設業というと負のイメージを持たれる方も多いのですが、当社では「人に

話したくなる仕事」としてとらえています。私自身、明石海峡大橋の建設に携わり、当時、結婚前だった妻に自慢していました。今では孫にも「おじいちゃんがつくったんだよ」と話して聞かせています。こうして手掛けたものについて人に話せるというのは、建設業の醍醐味だと思いますね。

現場では、暑かろうが寒かろうが作業をしなくてははいけません。今は残業時間や休日なども整い、また、無人化施工やI C T（情報通信技術）の活用などにも率先して取り組んでいます。少しでも作業環境が改善される施策を検討し、実現へ向けて取り組むことで、オフィスで働く者も現場で働く者も、思いを一つにしてみんなで会社を盛り立てていきたいと考えています。

「社員が面白がること」を推進

——御社は福利厚生にかなり力を入れておられると伺いました。

宮本 高級車をリースし、社員が休日に利用できる仕組みを設けています。これは社員からアイデアを出してもらって実現したものです。背景には、新卒者を含めた皆様に「宮本組ってどんな会社？」と感じてもらうにはどういったアプローチが効果的かという検討がありました。大きな車は家族で遠出をするのに使ってもらえますし、高級外車は結婚記念日に夫婦でレストランに出かけるときや、若い社員がプロポーズに使うこともあり、社員のモチベーションアップにつながっています。

——ユニークな取組ですね。

宮本 当社ではキッチンカーを活用し、工事現場で季節に合わせたサービスを行っ



高級車貸出制度



キッチンカー「miyamaru chef」

ています。夏はかき氷、冬は地元名物の姫路おでんを無償で振る舞い、社員が会社のオリジナルTシャツやジャンパーを着て給仕しています。現場には当社や協力会社のスタッフだけでなく、他の業者さんも多くいますが、みんなに分け隔てなく提供することで、一体感を育みたいと考えています。取引先からも感謝の声をいただいております、特に夏のかき氷は身体を内側から冷やす効果で熱中症対策にも役立っています。

また、嬉しいおまけとして、この取組が近隣住民との関係づくりにもつながったことがあります。ある現場では、地域の自治会長さんから工事への理解を得るのが難しかったのですが、そのお孫さんが私たちのかき氷を食べて「美味しい」と喜んでくれたんです。それがきっかけで自治会長さんの気持ちが和らぎ、工事もスムーズに進みました。キッチンカーの取組は、いろんな方から「面白いことをやってるね」と好評です。確かに費用対効果だけを考えればここまでやる必要はないかもしれませんが、現場での良いつながりが生まれ、社員にとっても刺激になっています。



社員専用の保養施設「FORESTA」。グランピング施設やテニスコートなど数々の設備が揃う

「宮本組を知っていて良かった」と 思ってもらえるように

——人材獲得で留意されていることはありますか。

宮本 SNSやYouTubeなどで会社のPRを行っています。こうした発信には若手社員だけでなく、親御さんも良いイメージを持ってくださるようです。また、先ほどの高級車レンタルやキッチンカーを含め、「社員が面白いことやってみた」というテーマで行った施策をまとめたパンフレットを作成しています。これを企業説明会などで見ていただいた上で現場見学を行い、社員の空気感や風通しの良さを肌で感じていただくというプロセスを経由して選考につなげています。

また、当社では「けんせつ女子応援財団」を設立し、理工系の女子学生に給付型の奨学金を支給しています。当社への入社は受給要件にしておらず、結果的に他社で働かれることになったとしても、女子学生に建設業界へ目を向けてもらう

ことが狙いです。

——いろいろな取組をご紹介いただきましたが、どれも斬新で面白いですね。

宮本 我々が目指すのは、「建設会社らしくない」特別な魅力を放つ建設会社。顧客や社員、支えてくれる協力会社を含め「宮本組を知っていて良かった」「働いていて良かった」という人が一人でも増えてほしい、これが最大の思いです。4月で当社は74周年となります。就労人口が先細り、建設業界も厳しくなると思いますが、特色を持つ会社であり続けることで、100周年を目指して前進してまいります。



社員が考案した公式キャラクター「みやまるひで」と各種ノベルティ



「特別な魅力を放つ企業へ!!」が同社の採用スローガン

株式会社宮本組

所在地 兵庫県姫路市飾磨区英賀宮町1-17
創業 1951年

事業内容 土木・建築・住宅
ホームページ <https://miyamotogumi.co.jp/>

不動産取引に関する 誤りやすい 消費税の実務

税理士 田部 純一

不動産に関する消費税の取扱いは、非課税となるものが含まれていることもあり、よく分からないという声を耳にします。そこで今回は、不動産の賃貸借及び売買における消費税の取扱いについて、誤りやすい点を中心に解説します。



I 不動産の賃貸借について

不動産の賃貸借に係る地代・家賃についての基本的な考え方は【図表1】のとおりです。

【図表1】

	貸主の収入	借主の支出
土地（地代）	非課税売上げ	控除対象外 （非課税仕入れ）
居住用（家賃）		
居住用以外（家賃）	課税売上げ（10%）	課税仕入れ（10%）

1 土地の賃貸借について

土地の貸付けは消費税法上、非課税取引とされていますので、貸主において地代収入は非課税売上げ、借主においては仕入税額控除の対象外（非課税仕入れ）となります。ただし、貸付期間が1か月に満たない場合や、駐車場等の施設の利用に伴って土地が使用される場合

は、課税取引（税率10%）となることに注意が必要です。

貸付期間が1か月に満たないかどうかは、**契約で定めた期間によって判定すること**とされていますので、例えば契約では1か月未満であった貸付期間がその後の事情により結果的に1か月以上になったとしても、その貸付けは課税取引ということになります。

土地を駐車場として使用している場合にその地代が課税対象となるかどうかについては、貸主が駐車車両の管理や、駐車場としての地面の整備、フェンス・区画・建物の設置などを行っている場合には課税、貸主はあくまで更地としての土地を貸しているのみで駐車車両の管理等は一切行っていない場合には非課税となると考えられます。

事例1

オフィスビルを賃貸する場合において、建物部分と敷地部分の賃貸料を区分して記載している場合には、その敷地部分の賃貸料は非課税と考えてよいでしょうか。

ビル等の貸付けに伴う土地の使用は、貸付けに必然的に付随するものであり、その使用は非課税とされる土地の貸付けに該当しません。したがって、**賃貸借契約において敷地部分の賃貸料を区分して記載している場合であっても、その部分を含めた賃貸料全額が建物の賃貸料として、課税対象となります。**

事例2

借主は、貸主が新たに建設するビルを一棟すべて賃借することとなり、ビルの建設期間中の地代相当額を借主が支払うこととしました。この場合、借主が貸主に支払う地代相当額は非課税となるのでしょうか。

借主が支払う地代相当額は、「土地の使用に係る対価」ではないため非課税とはなりません。完成後のビルを借主が専属的に利用することを条件として支払われる金銭であるため、**ビル賃貸借契約に係る権利金等の性格を有するもの**と考えられます。したがって、**地代相当額は課税対象となります。**

2 住宅の賃貸借について

居住用建物（住宅）の貸付けは消費税法上、非課税取引とされていますので、貸主において家賃収入は非課税売上げ、借主においては仕入税額控除の対象外（非課税仕入れ）となります。ただし、土地の貸付けと同様に**貸付期間が1か月に満たない場合は課税取引**となります。また、「**旅館業法に規定する旅館業に係る施設の貸付け**」に該当する場合も課税取引となります。例えば、旅館・ホテル・貸別荘・リゾートマンション・ウィークリーマンション等は、たとえその利用期間が1か月以上であっても、課税取引となります。

住宅としての貸付けであるかどうか、の判定については、かつては「**契約において人の居住の用に供することが明らかにされているかどうか**」で行うこととされていましたが、この

方法では「現実には人の居住の用に供していたとしても、用途を限定せずに契約を結んでいる場合」など、非課税であるかどうかを特定できないケースがありました。このため、改正により、令和2年4月以降は「**契約において用途が明らかにされていない場合であっても、貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合**」については、非課税とすることとされました。

事例3

借主が住宅として転貸する建物を貸主が賃貸する場合も、住宅の貸付けとして非課税取引となるでしょうか。

借主が転貸する場合であっても、転貸後において住宅として使用することが契約において明らかにされている場合には、住宅の貸付けに該当するものとして取り扱い、非課税となります。

したがって、例えば、事業者が従業員の社宅に使用することが明らかにされている建物をその事業者に貸し付ける場合（いわゆる**借上げ社宅**）には、**貸主とその事業者（借主）との間の賃貸料と、その事業者と従業員との間の賃貸料の両方が非課税**となります。

事例4

借主が住宅として借りた建物を貸主の承諾を得ずに事業用に使用した場合の消費税の取扱いはどうなるでしょうか。

賃貸借契約において住宅として借り受けていた建物を、借主が貸主との**契約変更を行わずに事業用に使用したとしても、その建物の賃貸料は課税仕入れには該当しません**。

なお、賃貸借契約において住宅として借り受けた建物について、その後、事業用に使用することに契約を変更した場合には、その変更後においては、借主にとって課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となります。

事例5

用途を定めない契約により住宅の賃貸借を行っている場合において、個人事業者である借主はその住宅に居住せず事務所として使用しているが、その事実を貸主が把握していない場合の家賃は事務所の貸付けに係るものとして課税取引となるでしょうか。

「契約において用途が明らかにされていない場合であっても、貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合」には、「**住宅を賃貸する場合において、住宅の借主が個人であって、その住宅が人の居住の用に供されていないことを貸主が把握していない場合**」なども含まれるため、この貸付けは非課税取引となります。したがって、貸主にとっては非課税売上げとなり、借主にとっては課税仕入れに該当しないこととなります。

Ⅱ 不動産の売買について

課税事業者による事業用の不動産の売買についての基本的な考え方は【図表2】のとおりです。

【図表2】

	売手の収入	買手の支出
土 地	非課税売上げ	控除対象外（非課税仕入れ）
建 物	課税売上げ（10%）	課税仕入れ（10%）

建物と土地を一括譲渡した場合においても、土地の譲渡は非課税ですので、建物部分についてのみ課税取引となります。

事例6

建物と土地を一括取得しましたが、売買契約において土地と建物の代金が区別されていないときは、建物代金はどのように計算したらよいでしょうか。

売買代金を以下の方法などにより土地と建物部分に合理的に区分する必要があります。

- (1) 売買時における土地と建物のそれぞれの時価の比率による按分
- (2) 相続税評価額や固定資産税評価額を基にした按分
- (3) 土地、建物の原価（取得費、造成費、一般管理費・販売費、支払利子等を含みます。）を基にした按分

(1)の方法の一例として、不動産鑑定業者による鑑定評価額があり、かつ、その鑑定評価額が合理的であると認められるときは、その評価額を合理的に区分された対価の額として取り扱うことが認められます。評価額の合計額と売買価額とが異なる場合には、売買価額をその評価額の比で按分して割合を乗じて計算します。

事例7

不動産売買において未経過分の固定資産税等を精算しました。この精算金は税金の支払であるため消費税は課税対象外として取り扱ってよいでしょうか。

不動産売買の際に、売買当事者の合意に基づき、固定資産税・都市計画税の未経過分を買主が負担する場合の精算金は、市町村に対しての固定資産税等の納付そのものではなく、当事者間で行う利益調整のための金銭の授受であり、不動産の譲渡代金の一部を構成するものとして課税の対象となります。

したがって、固定資産税等精算金のうち、土地に係る部分は土地の譲渡代金の一部として非課税取引、建物に係る部分は土地の譲渡代金の一部として課税取引として取り扱います。

報・連・相のコツ

株式会社ビジネスプラスサポート
人財育成プロデューサー

麻野 由佳

新年度が始まり、多くの企業で新入社員が職場に加わる季節となります。この時期は、改めて職場内でのコミュニケーション基盤を築く絶好の機会です。特に中小企業において、効率的な業務遂行と職場環境の向上のためには、「報告」「連絡」「相談」、いわゆる「報・連・相」のスキルが重要です。

本記事では、「報・連・相」を実践する際の具体的なコツや、それを職場に定着させる方法についてわかりやすく解説します。



1 「報・連・相」とは？

「報・連・相」は、仕事を進める上で欠かせない3つの基本的なコミュニケーション手法です。組織内で信頼関係を築き、業務を効率的かつ効果的に進めるための重要な柱となります。これらを的確に行うことで、業務効率の向上だけでなく、職場全体の信頼関係構築や職場風土の向上にもつながります。

- **報告**：業務の進捗や結果を上司や関係者に伝えること
- **連絡**：必要な情報を伝達・共有し、関係者と連携すること
- **相談**：課題や不明点について助言を求めること

図表1 「報・連・相」の主な目的

項目	主な目的	例
報告	情報共有・進捗管理	「現在、売上目標の80%を達成しています」
連絡	情報伝達・連携促進	「本日15時に予定されていた会議は、17時に変更になりました」
相談	問題解決・意思決定支援	「新商品のマーケティング戦略について、ターゲット層の選定方法に悩んでいます。この方向で問題ないでしょうか？」

2 「報・連・相」のコツ

1 報告のコツ

「報告」は、上司や関係者と情報を共有する行為であり、業務指示者はこれにより業務の進捗

状況を把握しています。仕事の状況を適切に共有することで、組織全体への指示や判断を迅速かつ的確に行うことが可能となります。その

ため、業務指示者への適切なタイミングでの報告が求められます。

タイミングを意識しましょう

- 業務が完了した場合は、速やかに報告します。
- 締切まで時間のある業務の場合は、途中経過も報告します。
- 問題が発生した場合は、解決を待たずに即座に報告することが大切です。

要点を押さえましょう

- 長々と話すのではなく、事実や要点を簡潔に伝えます。
- 事実と所感(解釈)を分けて伝えることが重要です。

過不足なく情報を伝えましょう

- フレームワークを活用すると、報告の内容を整理しやすくなります。
- 報告の内容や相手に応じて、適切なフレームワークを選択します。

図表2 使いやすいフレームワークの例

5W1H	When, Where, Who, What, Why, How 報告内容を網羅的にカバーするための基本フレーム
PREP法	Point, Reason, Example, Point 最初に結論を述べ、その理由と具体例を補足して、再度結論を示すフレーム
STAR法	Situation, Task, Action, Result 状況、課題、行動、結果を順に整理して報告するフレーム

2 連絡のコツ

「連絡」は、必要な情報を関係者間で共有し、認識を一致させて連携を図るために重要です。情報共有不足によるミスや混乱を防ぎ、円滑な業務遂行を支えます。基本的には、情報は必要な人にのみ伝えることが求められます。過剰な連絡は業務効率を低下させるおそれがあるため、注意が必要です。

対象者を的確に選びましょう

STEP 1

目的を明確化します

- 連絡内容が「情報共有」「指示」「確認」など、どのような目的に該当するかを確認します。

STEP 2

関係者を洗い出します

- 関連部署やプロジェクトチーム、報告ラインを基に、関係者をリストアップします。

例)プロジェクトの進捗を連絡する場合は、プロジェクトリーダー、担当者、関連部署の管理職などが対象になります。

STEP 3

優先順位をつけます

- 情報が必要な人、意思決定者、参考として知るべき人などに分類します。
- 緊急性や重要性に応じて、連絡の範囲を絞ります。

STEP 4

連絡の過不足を防ぐ仕組みを作ります

- チェックリストやテンプレートを活用して、誰にどのような情報を伝えるべきか事前に整理しておくといよいでしょう。

ツールを使い分けましょう

- ツールの使い分けに関しては、社内で共有しておくことが大切です。

例)緊急の場合：電話やチャット

非緊急の場合：メールや共有ファイル

フィードバックを確認しましょう

- 連絡が相手に届いているか、必ず確認を行いましょう。

3 相談のコツ

「相談」は、解決が難しい課題や判断が必要な事項について、上司や同僚に意見を求めることです。速やかに業務を遂行するために重要な手段です。誤った判断や独断を防ぎ、より良い解決策を見出すための支援を得ることができるため、適切な人物に相談することが大切です。自分の判断に迷ったり、不安を感じたりした場合には、積極的に相談することが重要です。

準備を怠らずに相談しましょう

- 相談する前に、自分なりの意見や解決策を考えておきます。

タイミングと場を選びましょう

- 相手の忙しい時間を避け、適切な場所で行います。

明確に伝えましょう

- 自分が困っているポイントを具体的に伝えることで、相手が助言しやすくなります。

3 職場での定着方法

1 新入社員研修への組み込み

- 新入社員に対して、「報・連・相」の重要性を説明する場を設けます。
- ロールプレイング形式で実践練習を行うと効果的です。

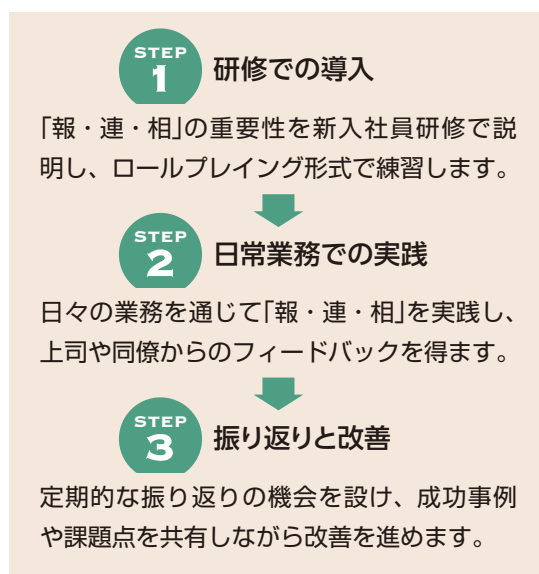
2 定期的なフォローアップ

- 定期的に振り返りの機会を設け、「報・連・相」の進捗や課題を確認します。
- フィードバックを通じて改善点を共有します。

3 成功事例の共有

- 職場内で「報・連・相」がうまく機能した事例を共有し、具体的な成功イメージを持たせます。

図表3 職場での定着プロセス



4 よくある課題と対策

課題1：指示の曖昧さによる誤解

対策 指示内容を明確に伝えるとともに、相手に要点を復唱してもらい理解を確認します。曖昧な指示は業務の誤解や大きなミスを招きやすく、最も優先的に解決すべき課題です。

課題2：報告不足

対策 上司から具体的な指示を出し、報告が必要なタイミングを明示します。報告が不足すると状況把握ができず、意思決定の遅れや業務全体の進行に悪影響を及ぼします。

課題3：適切な相手に連絡が届かない(連絡の漏れ)

対策 情報の対象者を事前に確認し、チェックリストを活用して連絡範囲を管理します。必要な相手に情報が届かないと、業務の遅延やトラブルが発生する可能性が高くなります。

課題4：フィードバックの欠如

対策 「報・連・相」の実施後に上司から適切なフィードバックを行い、改善点や成功点を

共有します。「報・連・相」の質を高めるには、結果に対する振り返りと改善が不可欠です。フィードバックがない場合、同じ課題が繰り返される可能性があります。

課題5：相談のしづらさ

対策 相談ができないと問題が表面化せず解決が遅れる可能性が高まります。相談しやすい雰囲気を作るため、定期的な1on1ミーティングを実施するなど、普段からのコミュニケーションが重要です。

「報・連・相」は、組織がスムーズに業務を遂行するための重要なツールです。新入社員の成長を促し、職場全体のコミュニケーションを活性化するためには、具体的なコツや定着のための取組が欠かせません。

また、「報・連・相」を受けた側も、理解した内容に誤解がないか確認することが大切です。

必要であれば再度確認し、誤解を防ぐ努力をしましょう。「報・連・相」は一方通行ではなく、双方向のコミュニケーションであることを意識して進めることが重要です。

本記事で紹介した内容を参考に、ぜひ職場での「報・連・相」を実践してください。

コラム 相談のしづらさへの対処方法

職場には、「相談」することに抵抗を感じる人が少なからず存在します。こうした人が相談しやすい環境を整えるための対処方法を示しますので、ご参照ください。

1. 相談のハードルを下げる仕組みを作る

- 定期的な1on1ミーティングを設定するなど、上司から積極的に声をかけることで、相談のタイミングを提供します。

2. 心理的安全性を高める

- ミスを指摘する際は、責める口調ではなく、解決策と一緒に考える姿勢を示します。

3. 相談しやすい文化を醸成する

- 小さな相談でも積極的に受け入れ、解決策を提示することで、相談することの重要性を周知します。

4. 成功体験を職場内で共有する

- 相談を通じて問題が解決した事例を職場内で共有し、相談のメリットを具体的に伝えます。

5. 相談窓口を多様化する

- 直属の上司以外にも、気軽に相談できるメンターや相談窓口を用意します。

これらの取組を通じて、「相談」に対する抵抗感を減らし、職場全体のコミュニケーションの質の向上を目指しましょう。

事業者の取組を支援する 補助金情報まとめ

中小企業と個人事業主が利用できる中小企業庁所管の補助金として、次の5つをご紹介します。

中小企業省力化投資補助金

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

小規模事業者持続化補助金（通常枠）

IT導入補助金

中小企業新事業進出補助金

※ 各補助金の詳細については、中小企業庁や各補助金事務局のホームページ等をご確認ください。

中小企業省力化投資補助金

人手不足解消に効果があるロボットやIoTなどの製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性がある省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。「一般型」と「カタログ注文型」に分かれます。

一般型

オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステム等を導入し、労働生産性向上を目指す事業計画に取り組むものが対象となります。

要件	労働生産性の年平均成長率4%以上向上を目指す事業計画に取り組む等
補助上限	750万円～8,000万円 ※250万円～2,000万円の上乗せ措置あり（大幅賃上げ特例）
補助率	中小企業 $\frac{1}{2}$ 、小規模・再生 $\frac{2}{3}$ ※補助金額1,500万円までは $\frac{1}{2}$ もしくは $\frac{2}{3}$ （小規模・再生事業者） 補助金額1,500万円を超える部分は $\frac{1}{3}$ ※小規模・再生事業者以外は $\frac{2}{3}$ への引上げ措置あり（最低賃金引上げ特例）
補助対象経費	機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費

カタログ注文型

省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入し、販売事業者と共同で労働生産性向上を目指す事業計画に取り組むものが対象となります。

要件	労働生産性の年平均成長率3%以上向上を目指す事業計画に取り組む等		
従業員数	5名以下	6～20名	21名以上
補助上限額	200万円	500万円	1,000万円
補助事業実施期間に一定以上の賃上げを達成した場合	300万円に引上げ	750万円に引上げ	1,500万円に引上げ
補助率	$\frac{1}{2}$ 以下		
補助対象製品のカテゴリ	清掃ロボット、配膳ロボット、自動倉庫、検品・仕分システム、無人搬送車（AGV・AMR）、スチームコンベクションオープン、券売機等		

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援する補助金です。製品・サービス開発の取組を支援する「製品・サービス高付加価値化枠」と海外需要開拓等の取組を支援する「グローバル枠」があります。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化 等	海外事業の実施による国内の生産性向上 等
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
	※100～1,000万円の上乗せ措置あり（大幅賃上げ特例）	
補助率	中小企業 $\frac{1}{2}$ 、小規模・再生 $\frac{2}{3}$	中小企業 $\frac{1}{2}$ 、小規模 $\frac{2}{3}$
	小規模・再生事業者以外は $\frac{2}{3}$ への引上げ措置あり（最低賃金引上げ特例）	
補助対象経費	〈共通〉 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 〈グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ〉 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	

小規模事業者持続化補助金（通常枠）

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援する補助金です。

要件	「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合は従業員数5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合は従業員数20人以下 等
補助上限	50万円 ※インボイス特例の要件を満たす場合は50万円を上乗せ ※賃金引上げ特例の要件を満たす場合は150万円を上乗せ
補助率	$\frac{2}{3}$ ※賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者は $\frac{3}{4}$
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援する補助金です。「通常枠」、「複数社連携IT導入枠」、「インボイス枠 インボイス対応類型」、「インボイス枠 電子取引類型」、「セキュリティ対策推進枠」に分かれます。

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策 推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用 イメージ	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導でITツールを受注者に共有し、取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
補助額	- ITツールの業務プロセスが1～3つまで：5万円～150万円 4つ以上：150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a) + (b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費：200万円	- ITツール 1機能：～50万円 2機能以上：～350万円 - PC・タブレット等：～10万円 - レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円～150万円
補助率	中小企業： $\frac{1}{2}$ 最低賃金近傍の事業者： $\frac{2}{3}$	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)： $\frac{2}{3}$	～50万円以下： $\frac{3}{4}$ (小規模事業者： $\frac{4}{5}$) 50万円～350万円： $\frac{2}{3}$ ハードウェア購入費： $\frac{1}{2}$	大企業： $\frac{1}{2}$ 中小企業： $\frac{2}{3}$	中小企業： $\frac{1}{2}$ 小規模事業者： $\frac{2}{3}$
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費 ハードウェア購入費			クラウド利用料（最大2年分）	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）

中小企業新事業進出補助金

企業の成長・拡大を通じた生産性向上や賃上げを促すために中小企業等が行う、既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等が支援されます。公募開始時期は、令和7年3月4日現在、調整中とされています。

要 件	企業の成長・拡大に向けた新規事業（新製品・新サービスを新規顧客に提供）への挑戦を行う 等
補 助 上 限	従業員数20人以下 2,500万円（3,000万円） 従業員数21～50人 4,000万円（5,000万円） 従業員数51～100人 5,500万円（7,000万円） 従業員数101人以上 7,000万円（9,000万円） ※カッコ内の金額は、大幅賃上げ特例適用事業者の場合
補 助 率	$\frac{1}{2}$
補助事業期間	交付決定日から14か月以内（ただし採択発表日から16か月以内）
補助対象経費	建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費



特定の事業用資産の買換えの場合の 譲渡所得の課税の特例の改正について

山本 涼大

問

私は令和7年中に事業用資産を買い換える予定です。令和5年度税制改正によって改正された特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（以下「事業用資産の買換えの特例」といいます。）に追加された届出要件の内容を教えてください。

答

租税特別措置法第37条に規定する事業用資産の買換えの特例は、個人が事業の用に供している特定の地域内にある土地建物等（譲渡資産）を譲渡して、一定期間内に特定の地域内にある土地建物等の特定の資産（買換資産）を取得し、その取得の日から1年以内にその買換資産を事業の用に供したときは、一定の要件のもと、譲渡益の一部に対する課税を将来に繰り延べる（取得価額の引継ぎによる80%の課税の繰延べ）ことができる制度です。

令和5年度税制改正では、事業用資産の買換えの特例の適用期限が令和8年12月31日（所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換えである場合は、同年3月31日）まで3年延長されるとともに、次のとおり改正されました。

令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同日以後に買換資産の取得をする場合において、事業用資産の買換えの特例の適用を受ける場合の要件に、譲渡資産の譲渡の日（同日前に買換資産の取得をした場合には、その取得の日）を含む三月

期間の末日の翌日から2か月以内に、納税地の所轄税務署長にこの特例の適用を受ける旨等の届出をすることが加えられました。この届出書の提出がなかった場合は、事業用資産の買換えの特例を適用することができません。

なお、三月期間とは、1月1日から3月31日まで、4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで及び10月1日から12月31日までの各期間をいいます。

また、この要件は、同一年内に譲渡資産の譲渡及び買換資産の取得をした場合の適用要件とされており、その譲渡の日の属する年の前年中に買換資産を先行して取得する場合、その譲渡の日の属する年の翌年の1月1日から同年の12月31日までの期間内に資産を取得する見込みの場合には、この届出は不要とされています（従来どおり「先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書」や「買換（代替）資産の明細書」の提出は必要です。）。

おって、特例の適用を受けるための他の要件及び詳細な手続については、国税庁ホームページをご覧ください。

税務 労務 法務 の

最新 トピックス

公認会計士・税理士 新名 貴則



令和5年分 国外財産調書の提出状況を公表

総提出件数は13,243件（国税庁）

国税庁は、令和5年分（令和5年12月31日時点）の国外財産調書の提出状況（令和6年7月1日までに提出されたもの）についてまとめた「令和5年分の国外財産調書の提出状況について」を公表しました。これによると、総提出件数は13,243件、財産の総額は6兆4,897億円であり、その財産の種類別の内訳は次のとおりです。令和4年分と比較して、財産の総額は大幅に増加しています。

財産の種類	令和4年分	令和5年分
有価証券	3兆4,569億円	4兆905億円
預貯金	7,775億円	8,479億円
建物	4,842億円	5,064億円
貸付金	1,754億円	1,835億円
土地	1,568億円	1,620億円
その他	6,713億円	6,993億円
合計	5兆7,222億円	6兆4,897億円

令和5事務年度 租税条約等に基づく情報交換事績の概要を公表

240万件以上のCRS情報を外国から受領（国税庁）

国税庁は「令和5事務年度 租税条約等に基づく情報交換事績の概要」を公表しました。経済取引のグローバル化が進展し、資産の保有・運用が複雑化・多様化している状況で、適正・公平な課税・徴収を実現し、また、国際的な脱税・租税回避に対処するため、国税庁では租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換を積極的に実施しています。

		令和4事務年度	令和5事務年度
CRS情報 (※1)	外国からの受領件数	2,526,181	2,455,288
	日本からの提供件数	532,037	510,782
CbCR (※2)	外国からの受領件数	2,237	2,315
	日本からの提供件数	866	927

※1 Common Reporting Standard（共通報告基準）に基づく非居住者の金融口座情報

※2 Country by Country Report（多国籍企業グループの国ごとの活動状況に関する国別報告書）

京都市の宿泊税を引上げ

宿泊料金100,000円以上で宿泊税10,000円（京都市）

京都市は平成30年よりホテルや旅館などの宿泊者から宿泊税を徴収し、「国際文化観光都市としての魅力向上」と「観光の振興」に活用してきました。観光客の増加によって生じている様々な問題に対処することなどを目的として、令和8年3月から宿泊税を引き上げる予定です。

宿泊料金（1人1泊）	税額	
	現 在	改正案
6,000円未満	200円	200円
6,000円以上20,000円未満		400円
20,000円以上50,000円未満	500円	1,000円
50,000円以上100,000円未満	1,000円	4,000円
100,000円以上		10,000円

税理士 森下 芳雄

事務所のリフォーム費用は 修繕費に計上できますか？

修繕費と資本的支出の判定



モリシタ先生、当社の事務所も古くなってきたので、全面的なリフォームを行いました。リフォーム費用は修繕費で計上できますよね！



事務所の全面的なリフォームというのは具体的にはどのような内容ですか？



床、壁紙の張替え、窓の交換などを行いました。その際に床下暖房、二重窓の取付けなども行いました。



どのような修繕をしても全額が修繕費になるのか（経費にできるのか）というと、そうではありません。修繕費とは、あくまで原状回復や維持管理を目的とする支出です。つまり壊れた資産の修理や、定期メンテナンス費用などが該当します。機能がアップする改良や使用可能期間が延びるような改良に要した費用は、**資本的支出**となります。



資本的支出とはどのようなものですか？



資本的支出とは、ちょっと難しい専門用語ですが、その資産の価値を高める支出をいいます。耐久性、価値等を向上させるという意味です。維持管理にとどまらず、その機能をアップさせたり、強度を上げて使用可能期間を延長させたりするような支出をいいます。



そのような抽象的な説明ではよく分かりません。修繕費と資本的支出のどちらに該当するのかはどのように判定するのですか？



修繕費と資本的支出の判定は修繕費、改良費などの名目によって判断するのではなく、その実質によって判定します。例えば建物の改修工事をする場合、剥がれた壁の塗替費用は修繕費になりますが、壁に撥水コーティングをした場合には資産価値が上がるので資本的支出になります。壁の価値が高まったとみなされるわけです。つまり修繕費か資本的支出かを見分けるポイントは、機能を元に戻すだけなのか機能が当初より向上するのかということです。



それでは資本的支出となった場合にはどのような処理をする必要があるのですか？



単なる修繕であれば、その費用は全額が修繕費として一時の損金となりますが、資本的支出になる場合には一時の損金とは認められず、新たな固定資産の取得価額又は既存の固定資産の取得価額に加算しなければなりません。そして、固定資産と同様に耐用年数に従って減価償却する必要があります。



資本的支出に該当するものにはどのようなものがあるのですか？



資本的支出に該当するものとしては、例えば、①建物の避難階段の取付けなど、物理的に付け加えた部分の費用の額、②用途変更のための模様替えなど、改造又は改装に直接要した費用の額、③機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合で、その取替えの費用のうち通常取替えにかかる費用の額を超える部分の金額、といったようなものがあります。



判断するのが難しいのではないですか？



修理や改良などの金額が20万円未満の場合又はおおむね3年以内の期間を周期として行われることが過去の実績などから判断して明らかな修理、改良などである場合は、その支出した金額を修繕費とすることができます。



それでは20万円以上の場合には修繕費と資本的支出の判定はどのようにすればよろしいのでしょうか？



一種の簡便法として形式基準により判定することができます。支出金額が60万円未満のとき又はその固定資産の前事業年度終了時における取得価額のおおむね10%相当額以下であるときは修繕費とすることができます。ただし、この形式基準の判定はあくまでも簡便法です。明らかに資産価値を高める支出の場合には資本的支出に該当しますので注意が必要です。



当社の今回のリフォーム費用は内容から判断して資本的支出に該当しそうです。なるほど、先生、よく分かりました！

ここに注意！

源泉所得税

Q&A

令和7年分の源泉徴収から提出できる
「簡易な申告書」

公認会計士・税理士 篠藤 敦子



Q

扶養控除等申告書の記載内容が前年と変わらない場合には、全ての事項の記載に代えて、異動がない旨を記載した申告書（以下「簡易な申告書」といいます。）を提出すればよくなったと聞きました。簡易な申告書を提出できるのは、どのような場合ですか。

A

令和5年度税制改正により、源泉徴収手続の簡素化を図り納税者の利便性を向上させる観点から、簡易な申告書が創設されました。簡易な申告書が提出できるのは、次の場合です。

- ① 令和7年分の扶養控除等申告書から
- ② 前年に提出した扶養控除等申告書の記載事項から異動がない場合

解説

(1) 簡易な申告書とは

令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について、給与支払者へ提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下「扶養控除等申告書」といいます。）及び「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」に記載すべき全ての事項が、前年に提出した扶養控除等申告書等に記載した事項から異動がない場合には、各事項を記載することに代えて、異動がない旨の記載によることが可能となりました。この異動がない旨を記載した申告書を簡易な申告書といいます。

(2) 給与支払者の対応

① 最後に提出された扶養控除等申告書の内容の把握

簡易な申告書の提出を受けた給与支払者は、前年に提出を受けた扶養控除等申告書に記載された事項が簡易な申告書に記載されているものとして、源泉徴収事務を行うことになります。

このため、役員や従業員（以下「従業員等」といいます。）から最後に提出された、簡易な申告書以外の扶養控除等申告書の内容を把握できるようにしておく必要があります。

② 従業員等に異動の有無を確認してもらう

従業員等が前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項について異動の有無を確認できるよう、前年に提出を受けた扶養控除等申告書の写しを従業員等に交付したり、システム等を利用して前年の扶養控除等申告書のデータを確認してもらうなどの対応が必要となります。

(3) 所得の見積額等に変動がある場合

所得の見積額や障害者の程度に変動があっても、同じ控除（控除額も同じ）が適用される場合には、前年から異動がないものとして取り扱うことができます。

(例1) その年も前年も源泉控除対象配偶者に該当するが、配偶者の所得の見積額が増減しているケース

➡所得の見積額は変動しているが、前年から引き続き源泉控除対象配偶者に該当しているので、簡易な申告書を提出できる。

(例2) 障害の等級に変動があり、一般の障害者から特別障害者になったケース

➡障害者控除の額が変わるので簡易な申告書は提出できない。

(4) 扶養親族の年齢の変動

扶養親族の年齢の変動によっては、前年から異動があったとして簡易な申告書を提出できない場合があります。

〈年齢の変動により簡易な申告書を提出できない場合〉

年齢の変動（前年→その年）	異動の内容（前年→その年）
69歳 ➡ 70歳	一般の控除対象扶養親族 ➡ 老人扶養親族
18歳 ➡ 19歳	一般の控除対象扶養親族 ➡ 特定扶養親族
22歳 ➡ 23歳	特定扶養親族 ➡ 一般の控除対象扶養親族
15歳 ➡ 16歳	年少扶養親族 ➡ 一般の控除対象扶養親族
扶養親族のうち国外居住親族 29歳 ➡ 30歳	一般の控除対象扶養親族 ➡ 適用要件*を満たさない場合は扶養控除の対象外
69歳 ➡ 70歳	適用要件*を満たさない場合は扶養控除の対象外 ➡ 老人扶養親族

* 30歳以上70歳未満の国外居住親族のうち扶養控除の対象となるのは、留学生、障害者、年間38万円以上の送金を受けている者に限られます。

(5) 簡易な申告書の記載方法

簡易な申告書という名称の様式は提供されていません。扶養控除等申告書に、提出する本人の氏名、住所又は居所及び個人番号（マイナンバー）*を記載の上、余白に「前年から異動なし」等、前年に提出した扶養控除等申告書の記載事項から異動がない旨を記載します。

* 給与等の支払者が個人番号について所定の事項を記載した帳簿を備えているときは、個人番号の記載は不要です。

ステップアップ 年の途中で異動が生じた場合

簡易な申告書を提出した後、年の途中で申告内容に異動が生じた場合には、給与支払者へ異動申告書を提出します。この異動申告書は、次の例のように、給与支払者が効率的に源泉徴収事務を行える方法で提出を受ければよいとされています。

（異動申告書の記載方法の例）

- 異動月日及び異動事由を明らかにした上で、該当する全ての事項を記載する方法
- システム対応等の状況に応じて、異動があった事項だけを記載する方法



会社経営 の 法律相談



しぶや総合法律事務所
弁護士・公認不正検査士
渋谷 元宏

2000年 大阪弁護士会登録
企業の法務顧問や社外役員
等を務める

社内「不祥事」への調査対応について

1 不祥事の調査対応は なぜ必要？

昨今、大企業などで不祥事が判明すると、企業側が「『第三者委員会』を立ち上げて調査します」と報告するケースが見受けられます。この「第三者委員会」とは、問題となっている当該企業から独立した立場の専門家（弁護士や公認会計士など）が委員として選任され、問題事実の徹底調査と、原因分析、場合によっては再発防止策の提言などを行うものです。ちなみに、第三者委員会のメンバーには、筆者も保有する

「公認不正検査士」という資格を持つ専門家が選任されることが多くなっています。

上場企業や大企業の場合、不祥事が起こると、株主や投資家、一般消費者への説明責任を求められることが多いところ、企業内部の調査結果だけを報告しても、内容の中立性に疑念が生じ、なかなか信用回復にはつながりにくいところです。そこで、当該企業とは利害関係のない、独立した立場の専門家で構成された第三者委員会による調査が利用されることになります（日本弁護士連合会が策定する「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」では、こ

の「独立性」がきちんと保たれることを強調しています。)

この点、中小企業で不祥事が起こった場合には、外部への説明責任を意識されることは少ないかもしれませんが、行政の監督官庁、借入先の金融機関、大手の取引先企業、従業員やその家族、労働組合などの利害関係者（ステークホルダー）から説明を求められることはあるでしょう。また、不祥事の再発防止のためには、きちんと社内で情報を共有し、原因を分析した上で、啓発・教育につなげることが重要です。

したがって、企業規模にかかわらず、不祥事が発生してしまった場合に調査対応を円滑に進められるよう、あらかじめ方策を準備・検討しておくべきです。

2 調査対応における具体的な注意点

① 初動対応が重要

不祥事の内容にもよりますが、例えば、従業員による横領や不正経理が問題となる場合には、事実を裏付ける証拠（証言）が隠滅されないよう確保しておく必要があります。不正等を行ったとされる従業員が休暇等で不在のうちに、当該従業員が業務で使用していたパソコン端末や書類の内容を記録保存し、調査すること等が考えられます。

ハラスメントが問題となっている場合には、被害が拡大しないよう、まずは当事者同士の接触を回避するために引き離しておくことも必要となるでしょう。

② 調査メンバーは可能な限り利害関係のない立場で

企業規模が小さく、自社と利害関係のな

い独立した第三者委員会を立ち上げることで困難な場合であっても、調査内容の中立性を確保するためには、調査メンバーは社内限定するのではなく、外部の専門家も加えるよう、心がけましょう。

③ ヒアリングは「外堀」から

被害者や関係者へのヒアリングを先行し、ある程度の情報を収集した上で、問題行動をした本人からヒアリングを実施するのが一般的です。

④ 中立を保ちつつ、被害者への配慮も忘れずに

ハラスメント等、当事者間の主張が対立する場合には、中立の立場で調査することが必要ですが、被害者は精神的なショックで記憶が混乱している可能性があるため、主張内容に多少の矛盾が生じていても、直ちに信用性を否定することのないよう、配慮しましょう。

⑤ 処分に当たっては、改めて弁明の機会を

調査の結果、従業員等に問題行動が認定され、懲戒処分が必要と判断される場合には、対象者に改めて弁明の機会を与え、他の類似事案に対する処分とのバランスを考慮する等、自社の懲戒手続をきちんとふまえるようにしましょう。

⑥ 調査結果の共有・公表の方法は事案に応じて判断

調査結果については、原因分析した上で、再発防止のために社内共有すべきであり、場合によってはステークホルダーへの報告も必要となりますが、当事者のプライバシー等に配慮が必要な場合もあるので、共有・公表の方法は、できるだけ弁護士等に相談し、慎重に行いましょう。

今月の英会話 ワンフレーズ



弁護士・米国ニューヨーク州弁護士

檜山 洋子

ウィー ドゥー ノット タレレイト アビュースィヴ ランゲージ オア ビヘイヴィア
We do not tolerate abusive language or behavior.

暴言や不適切な行動は容認できません。

前回（令和7年3月号）に引き続き、英語によるカスタマーハラスメント対策が必要な業界において、対応マニュアルの作成や従業員教育の際に役立つフレーズをご紹介します。前は、顧客に寄り添う姿勢を見せるフレーズをご紹介しましたが、今回はクレームがエスカレートしていった場合の対処方法です。

顧客のクレームが通常の苦情の域を超えてハラスメントに至った場合は、
アイ アンダースタンド ユ ア フラストレーション バット カインドリィ アスク ザット メインテイン ア リスペクトフル トーン
I understand your frustration, but I kindly ask that we maintain a respectful tone.（ご不満は理解しておりますが、冷静な口調でお話しいたきますようお願いいたします。）と、相手の感情を認めつつ礼儀を求めてみたり、We do not tolerate abusive language or behavior.（暴言や不適切な行動は容認できません。）と会社のポリシーを明確に伝えることもいいでしょう。堂々巡りになってしまい、現場での対応が困難であると感じたときは、
アイム ソリィ ウィル ニードトゥーエンド ジス カンヴァセーション イフ ザ パーシスツ
I'm sorry, but I will need to end this conversation if the behavior persists.（申し訳ありませんが、このような行動が続く場合は会話を終了させていただきます。）と、毅然とした態度で会話の終わりを告げることも時には必要です。

カスハラは、顧客や取引先が、暴言、威嚇、脅迫、長時間のクレームの繰り返しなど、社会通念上許容される範囲を超えた言動を行い、従業員の就業環境を害する行為です。そのような行為はもはや正当なクレームとはいえません。現場で顧客と直接接する従業員の安全と健康が守られるよう、法改正に先んじて会社にできる対策を講じることが必要です。企業が従業員の安全と健康を第一に考え、安心して働ける環境を提供することが、持続可能なビジネスの基盤を築くために不可欠です。

ナンバープレース

問題

ルール

- ① タテ、ヨコのすべての列に、1～9の数字が1つつ入ります。1つの列に同じ数字が2つ以上入ることはありません。
- ② 太い線で囲んだ3×3の各ブロックにも、1～9の数字が1つつ入ります。この太い線で囲んだ各ブロックにも同じ数字が2つ以上入ることはありません。

さあ、ルールに沿って、空いているマスに数字で埋めてください。パズルが完成し、○の中に入った数字を合計した数字が答えです。

正解者の中から抽選で10名様に、図書カード1,000円分をプレゼントします。

1				3		2	5	
2	3	8	4					○
				6	2			8
○	2				3		8	
	7	5			8			6
						9	7	
			○	9	1		3	
			5				4	
		6		8			1	

応募要領

ハガキに(1)クイズの答え、(2)氏名・景品送付先住所(郵便番号から)、(3)所属協会名と個人・法人の別、(4)『納税月報』へのご意見を記入の上、4月10日までに投函してください。当選者の発表は発送をもって代えさせていただきます。

宛先はコチラ

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4

納税協会連合会 納税月報クイズ係

ご応募いただいたハガキの内容に関する個人情報は、当選者への景品発送以外の目的には使用いたしません。

3月号の答え

1	2	9	6	7	3	5	○8	4
7	5	6	8	4	2	3	9	1
4	3	8	9	1	5	6	2	7
3	4	2	7	5	9	8	1	6
5	6	1	2	8	4	9	7	3
9	8	7	3	6	1	2	4	5
2	○9	4	1	3	6	7	5	8
8	1	3	5	2	7	4	6	9
6	7	5	4	9	○8	1	3	2

答え 8 + 9 + 8 = 25

納税協会指針

納税協会は
健全な納税者の団体として
税知識の普及に努め
適正な申告納税の推進と 納税道義の高揚を図り
企業及び地域社会の発展に貢献します

納税協会の事業に参加しませんか！

納税協会では、税に関する公益目的事業を中心に様々な事業を展開していますので、ぜひ納税協会の事業にご参加ください。事業の開催案内等につきましては、お近くの納税協会にお問い合わせください。

また、納税協会の会員(代議員制を採用している納税協会では、会員から選挙によって選ばれた代議員)は、納税協会の運営に係る事項について、総会で議決権を行使することができます。

なお、議決権の行使は、代理人をもって行使することも可能です。

納税協会ホームページ <https://www.nouzeikyokai.or.jp/>

お知らせ

1

納付書の事前送付取りやめについて

国税庁では一部の方について、**納付書の事前送付を取りやめております**。納付書を使用せずに納付ができる簡単・便利なダイレクト納付等のキャッシュレス納付をご利用ください。

※ 納付書の事前送付がない方であっても、納付すべき税金がある場合は納税が必要です。

● 徴収高計算書はe-Taxで簡単に作成・送信！

源泉所得税の納付は、**ダイレクト納付**が便利です。申告書等データの送信と併せて納付手続きをすることができる自動ダイレクトを是非ご利用ください。

【詳細はこちら】



お知らせ

2

4月は「20歳未満飲酒防止強調月間」です。

成長段階にある20歳未満の者はアルコールを分解する能力が未完全なため、飲酒による脳の機能の低下や臓器障害、アルコール依存症を起こしやすくなります。飲酒が20歳未満の者の心身に与える悪影響をきちんと教え、20歳未満の者の健全な育成を図ること。それは大人の責任です。



お知らせ

3

令和7年度国税専門官採用試験について

令和7年度国税専門官採用試験の要項は次のとおりです。

受験資格

- 1 平成7年4月2日～平成16年4月1日生まれの人
- 2 平成16年4月2日以降生まれの人で次に掲げる者
 - (1) 大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者及び令和8年3月までに大学を卒業する見込みの人
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める人



申込受付期間

令和7年2月20日(木)～3月24日(月)

※ 申込みは、インターネットにより行ってください。



【受験案内・申込はこちら】



試験日

第1次試験（令和7年5月25日(日)）

第2次試験（令和7年6月23日(月)～令和7年7月4日(金)）

合格発表日

第1次試験合格者（令和7年6月17日(火)）

最終合格者（令和7年8月12日(火)）



個人の方へ ～期限等のお知らせ～

令和6年分 確定申告の口座振替日について

所得税及び復興特別所得税 **令和7年4月23日(水)**

個人事業者の

消費税及び地方消費税 **令和7年4月30日(水)**

● 振替日の前日までに、預貯金口座の残高を確認してください。

● 所得税のみで振替納税を利用されている方が、消費税の振替納税を利用する場合には、納期限（令和7年3月31日）までに新たに「振替依頼書」の提出が必要です。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

国税庁

検索

納税月報

法人版2025年4月号

第78巻第4号（通巻第928号）

令和7年3月10日印刷 令和7年3月15日発行（毎月1回15日発行）

発行者：新木敏克 編集者：小泉定裕

発行所：公益財団法人納税協会連合会

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 TEL 06(6942)2917 編集部直通 06(6135)4062

本文レイアウト：東デザイン事務所、有限会社アキ

印刷所：株式会社広済堂ネクスト

●本誌掲載の論文、記事、資料等を転載する場合は、発行所の承認を要する。